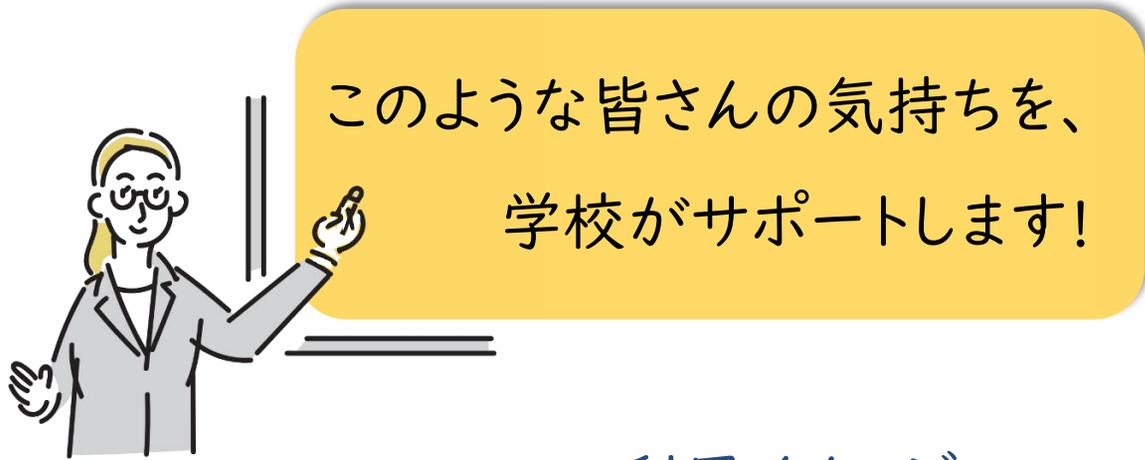
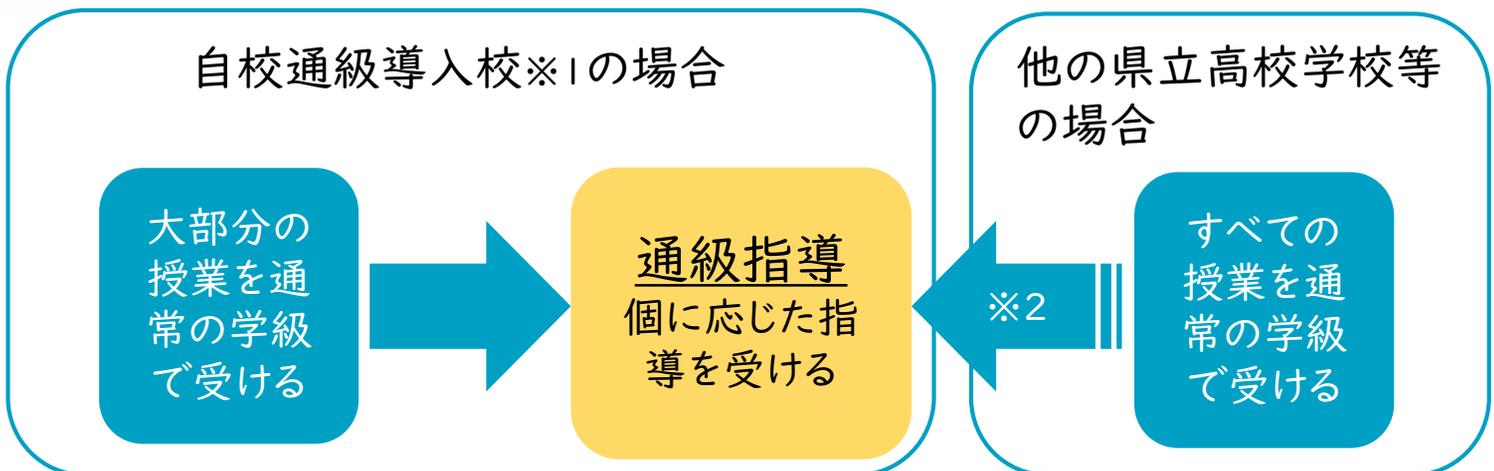


# 障がいのある生徒の自立と社会参加に向けて 通級による指導

- 周囲の人たちとうまく関係をつかっていきたい
- 感情を自分でコントロールできるようになりたい
- 先を見通して行動できるようになりたい



## 利用イメージ



※1 保土ヶ谷(令和7年度まで)、生田東、綾瀬西、高浜、横浜修悠館で利用できます  
※2 日曜日に横浜修悠館へ登校し、利用します

Q 通級による指導とはどのような指導ですか。

「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分の中の各項目からなる、「自立活動」の内容を参考とした指導を行います。

「自立活動」とは、特別支援学校高等部において、生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な項目を選んで実施されるものです。

※教科の遅れを取り戻すための学習ではありません。

Q 通級による指導はどのような生徒が対象となりますか。

県立高校又は県立中等教育学校（後期課程）に在籍する生徒で、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある生徒、又は生活上の困難を抱える生徒のうち、通常の学級での学習に概ね参加できる生徒を対象とします。

Q 通級による指導は、いつ行われますか。

・ 授業時間外に行う

放課後の時間帯での実施や、

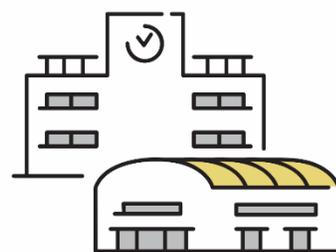
長期休業期間に集中して行います。

・ 授業時間内に行う

当該校の時間割等に位置付けられた、

教科・科目の一部に替えて行います。

※導入校により形態は異なりますので、必ず事前に御確認ください。



Q 通級による指導を受けたら単位認定されますか。

「個別の指導計画」に従って通級による指導を受け、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、単位が認定されます。

※単位については、年間7単位を超えない範囲で、在学する高等学校の卒業に必要な単位数に加えることができます。

Q 通級指導はどうしたら受けられますか。

県立高校へ入学を希望する生徒・保護者の方は、まずは通級指導導入校に相談をしてください。また、県立高等学校等に在籍中の生徒・保護者の方は、在籍している学校の教職員に相談してください。

